

第3回中国国際輸入博覧会

2018年から始まった中国国際輸入博覧会の第3回が2020年11月5日から10日まで開催されます。

2019年に行われた第2回の累計入場者は91万人、180の国からの参加企業の数は3,800社の世界最大級の博覧会です。

財政部、税関総署、税務総局は、中国国際輸入博覧会の開催期間に国内販売の輸入展示品について優遇税収政策として以下の内容を通知しました。

財関税 [2020] 38号の内容

中国国際輸入博覧会の開催を支持するため、国務院の批准を経て関連する税収政策を通知する。

中国国際輸入博覧会の期間に国内販売した合理的数量の輸入展示品について輸入関税、輸入増値税と消費税について免税とする。

税収優遇政策を享受する展示品には、国家が禁止する輸入商品、危険動植物及びその製品、たばこ、酒、自動車及び「輸入免税でない重大な技術装備と製品目録」に記載されている商品を含まない。

各展示企業が享受できる優遇税収の販売数量或いは限度額は 下記表①の規定により執行する。

表①に記載された1から5類の展示品は、各展示企業が税収優遇政策を享受する販売数量及び、表①の記載の件数を超えない。その他の展示品は各展示企業が税収優遇政策を享受する販売限度額は2万米ドルを超えない。

博覧会の期間に国内販売し税収優遇の限度数量及び限度額を超えた展示品、博覧会の期間に未販売かつ博覧会の期間終了後も国外に持ち出さない展示品については、国家の関連規定に基づき納税する。

参加展示企業リスト及び展示期間の国内販売の展示品リストは、運営者である中国国際輸入博覧局と国家会展中心（上海）有限責任会社が上海税関に対して統一して送付する。

表①中国国際輸入博覧会享受税込優遇政策の展示品リスト

No	種 類	税込優遇の限度（各展示企業）
1	機械、器具備品、電気設備及び機器、メーター（医療及び外科用メーター及び設備を除く）	数量は12件を超えない。
2	牽引車、トラクター	数量は2件を超えない。
3	船舶及び浮動構造体	数量は3件を超えない。
4	医療及び外科用メーター及び設備	数量は5件を超えない。
5	芸術品、収蔵品及び古物	数量は5件を超えない。
6	上記の種類を除くその他の展示品	販売限度額は2万米ドルを超えない。

新型コロナの影響でネット販売が好調な中、11月11日（シングルの日）を迎え、どのような記録がでるのか注目です。